

# 著作権法と著作権ビジネスに無視され、 軽んじられる図書館と図書館法

山 本 順 一

## はじめに： このテーマで書くことにした背景

本稿は、2012（平成24）年11月17日（土）に九州大学箱崎キャンパスで開催された日本図書館情報学会第60回研究大会で「著作権法に無視される図書館法：図書館と図書館サービスのためのソフトロー形成への期待」と題して報告したものを、予稿集の原稿とは別の意図からまとめたものである。「わたし個人としては、この発表はできればしたくなかった」と、学会発表の冒頭にも口にした。その理由は、九州福岡という離れた地で研究大会が行われたので、経済的に困窮する若い大学院生たちに多くの発表が期待できず、また時期的に好季節ということもあり、福岡市内に宿泊予約が困難で（この予想は的中し、医療系の大規模学会と開催が重なり、主要な学会役員がカプセルホテルに宿泊という悲惨な事件が発生した）、発表件数の確保が難しいと思い、仕方なく老体を鞭打って報告することにしたのである（これはうれしいことに予想が外れ、42件（1件発表辞退）の研究報告があった）。できれば発表したくないと思ったふたつめの理由は、俗な言葉をあえて使えば、この国の人たちが大きな規範的拘束を感じる‘世間体’‘空気’を意識する日本人の学会の役員のひとりとして、‘身内の恥’をさらすことは、できれば避けたかったのである。

そのような躊躇、逡巡を超えて発表することに踏み切ったのは、図書館情

---

キーワード：著作権法、図書館法、写真の著作物、図書館における映画鑑賞会、著作権ビジネス

報学の研究者、関係者の著作権理解が信じられないまでにお粗末で情けなく、これは警鐘をならさざるを得ないと考えたからである。当たり前であるが、具体的にそのことを訴えようとすれば、わずか20分の発表時間で足りるはずはなく（このことははじめから織り込み済み）、とりあえず「まあ、話せるだけ話して」、図書館（情報学）関係者の多くに対して、こと著作権理解に関する限り‘おかしい’との認識を少しでももっていただければ、と思つたのである。

わたしが行う学会発表はいつもそうなのであるが、今回も見事に聴衆の反応は分かれた。会場には「そうだ、その通り!! 発表に使用したPPTファイルを頂戴」という少なくない人たちがいた一方で、「下品な発表だ。できれば耳をふさぐか、馬耳東風と聞き流したい」というとまどいと怒り半分の顔をした、人の好い紳士淑女が多く存在しているように見えた。これで終われば、このテーマでは本誌に原稿は書かなかつたかもしれない。傑作だったのは、年をあらためての2013年2月に学会運営のあり方とわたしの発表を中傷する匿名文書が学会幹部に送られてきたのである。この卑劣な匿名文書については、最後にふれようと思っている。個人的にこの予想外の行為が許せず（人間はヒトの悪口を言う動物で、赤提灯や井戸端会議の場で仲間内で行われたものであれば、間違ってわたしの耳に入っても、いつものように放置した）、分量の制約が比較的緩やかな紀要論文に仕立て上げようと思い詰めたのは、この卑劣漢が‘研究（者）倫理’という的外れな言葉でわたしを書面で糾弾、断罪したことにある。

この発表自体の反響は、匿名文書が到達する以前のことであるが、国立国会図書館関西館で働く人たちから「同じ内容のスピーチをしてほしい」との依頼があり、2月5日に実現し、Ustreamでも流されたとのことである。それに先立って、2012年12月1日に日本図書館研究会のブロックセミナーということで、佐賀市立図書館で同様の内容を含む話もさせていただいているし、気が早いことに「アレお願ひ!!」ということで2013年8月6日に西日本図書館学会熊本支部主催の講演会が予定されている。表現の仕方はともか

く、日本図書館情報学会の特定の方たちをのぞけば、わたしが福岡で行った学会発表の名に値しないかもしれないスピーチは、実はごく当たり前な内容だったということがわかるはずである。

長い前置きはここまで。関心のある方たちに対して、このときに行おうとした発表の内容を紙面のうえに再現、文章化し、お目にかけることにしたい。

### ・身近で事件が発生した!!

図書館（情報学）業界から居丈高になって誇られることがあっても、本稿のもとになった学会報告をしなくてはなるまいと思うに至った直接の契機は、以下に取り上げる、前後して身近に起こった二つの事件にあった。私の意識には、公財政が逼迫しているなかで、図書館の関係者が法の明文規定を超えて、無抵抗に、あるいは交渉力の欠如から、著作権ビジネスの言いなりになり、著作権の保護範囲が不当なまでに広がることを容認すれば、ただでさえ欧米諸国の図書館サービスに後れをとっているうえに<sup>1)</sup>、自分自身の手で図書館サービスの水準を大きく低下させ、新しく生み出すべき図書館サービスの芽を摘み取ってしまうとの恐れを感じているからである。

## 1. 第一の事件の経緯と概要

そのひとつの事件は、初学者向けのテキスト出版をめぐるものであった。日本図書館協会（日図協）は、これまで大学・短大の司書課程向けのテキストとして‘JLA図書館情報学テキスト・シリーズ’なるものを出版し、それなりに評価されてきた。少なくない大学・短大の司書課程のテキストに採用され（わたしもテキストとして使ったことがある）、商品としても相当の売れ行きを示し、図書館協会の出版物のなかでは間違いなくヒット商品の位置

---

1) 文部科学省のホームページにあがっている「諸外国の公共図書館に関する調査報告書」〈[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/06082211.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06082211.htm)〉を参照。

を占める。そのシリーズの1冊の改訂版に、分担執筆者のひとりが写真を引用、掲載しようとしたのである。3点あり、すべてアメリカの写真である。ひとつは、1948年にアメリカで発行されている1900年頃に撮影された写真。ふたつめは、葉書に印刷された1898年にアメリカで撮影された写真。もう1枚は1911年頃に撮影された写真である。テキストの該当部分の理解を助けるために、分担執筆者がこれらの写真を引用掲載しようとしたところ、編集者・監修者らから「著作権（=複製権）の許諾をとれ！」と言われ、わたしが相談を受けた。あとに述べる理由で「安心しなさい。これらの写真の著作権は保護期間が徒過し、著作権は消滅しています。権利者の許諾は必要なく、自由に使えますよ」とのアドバイスをした。わたしがそのように言っていると件の編集者・監修者らに分担執筆者が伝えたところ、なんと「(やまもとごときの言うことはあてにならん、それらの写真の)著作権が消滅していることを弁護士に一筆書いてもらえ!!!」とのたまわれた（かその旨のメールがきた）そうである。当該分担執筆者は居住地の弁護士事務所2カ所と連絡を取ったうえで、それぞれ30分のタイムチャージ5,000円を支払い、事情を説明し、法的アドバイスを求めた。二人の弁護士さんの言われたことは（わたしと）同じ。しかも、「弁護士は私人ですから、法的に絶対とは申せません」という趣旨のことを言い添えられたとのことである。さらに「一筆書いていただくとすれば、いくらかかりますか」との質問に対して「原則として、弁護士が法的文書を作成する場合には、10万円申し受けるんですよ」と相場を示されたそうである。正直「これは（著作権認識にとどまらず、社会的常識にも欠け）酷すぎる」と思い、大いなる義憤を覚えてしまった。これで大きな顔をし、大学の教員として、図書館資料に直接かかわる著作権認識が不可欠の司書課程を担当しているのかと思うと、情けなくて仕方がなかった。

#### ・写真の著作物の保護期間

現行著作権法においては、写真の著作物の保護期間を、他の著作物と区別

して、特別に定める規定は存在しない。したがって、著作権法 51 条 2 項が定めるように、写真の著作物の著作権は著作者の「死後 50 年を経過するまでの間、存続する」ことは間違いがない。しかし、写真の著作物の保護期間は、1899（明治 32）年施行の旧著作権法（明治 32 年 3 月 4 日法律第 39 号）では、その 23 条 1 項に「写真著作権は十年間継続す」と定められ、同条 2 項は「前項の期間（写真の著作物の保護期間）は其の著作物を始めて発行したる年の翌年より起算す。若し発行せざるときは種板を製作したる年の翌年より起算す」としており、旧著作権法の下では写真の著作物の保護期間は発行後 10 年、発行されない未公表著作物としての写真の著作物は製作後 10 年と定められていた<sup>2)</sup>。

戦後になって、1967（昭和 42）年の法改正で暫定延長措置がとられ、写真の著作物の著作権は発行後 12 年（未発行の場合は製作後 12 年）とされた。そして、2 年後の 1969（昭和 44）年には、発行後 13 年（未発行の場合は製作後 13 年）へと 1 年間延長された。

そして、1970（昭和 45）年の現行著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）で全面改正され、同改正法が翌 1971（昭和 46）年 1 月に実施されたとき、写真の著作物の保護期間は大きく伸び「公表後 50 年」となった。

ベルヌ条約 7 条(4)は「写真の著作物及び美術的著作物として保護される応用美術の著作物の保護期間を定める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、その保護期間は、それらの著作物の製作の時から 25 年よりも短くてはならない」と定めている。しかし、1996（平成 8）年に作成された著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO 著作権条約）（平成 14 年 2 月 15 日公布条約第 1 号）の 9 条に「締約国は、写真の著作物については、ベルヌ条約第 7 条(4)の規定によらないこととする」との定めが置かれた。WIPO 著

2) 条文自体は漢字とカタカナ。読みやすいようにひらがなに改めた。なお、写真の著作物の保護期間が公表後 10 年と短かった理由のひとつとして、公益社団法人日本写真家協会著作権委員会編『写真著作権』（太田出版、2012）の巻頭言に同協会長の田沼武能氏が旧著作権法が制定された「明治 32 年頃は、写真は機械や化学的処理によって制作され、時間が経つと変色もするといった理由から「公表後 10 年」と定められたと聞く」と述べられている。

作権条約9条は、写真の著作物につき‘製作の時から25年よりも短くてはならない’との定めを排除したのである。日本法では、従前の取扱いでも差し障りはないように思えるが、1997（平成9）年の改正法で、先進諸国の動きに照らし、写真の著作物についても、他の著作物と共通する著作権保護の一般原則である‘著作者の死後50年’に改められた。写真の著作物の保護期間の度重なる延長措置については関係業界の強力な圧力活動が展開されたが、このような事実はあらゆる著作権の保護強化に関する業界の運動に共通する。

ひるがえって、外国の著作物、日本が第二次世界大戦において敵国として交戦した‘連合国’の著作物については、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律（昭和27年8月8日法律第302号）がその4条に連合国（民）の著作物の取扱いにつき‘著作権の存続期間に関する特例’を定めており、開戦の際（1941（昭和16）年12月7日）に法的に有効な著作権を有していた著作物、および開戦からそれぞれの連合国と日本との間で締結される平和条約が効力を発する前日までの期間に作成された当該連合国（民）の著作物については、当該期間を著作権存続期間に（戦時）加算されると定めている。第二次世界大戦の枢軸国でも、このような仕打ちを甘んじて受けたのは日本しかない。交戦状態で他方の国の著作物を利用できないのは相互に同じで、相手国の著作物が日本国内で手厚く保護され、日本の著作物だけが相手国の国内著作権制度によって通常の法の定めに従い著作権存続期間が到来するのは不平等、一種の制裁にほかならない。ここで問題となったアメリカ（国民）の著作物については、戦時加算が享受しうるものであるとすれば、3794日、10年5か月くらいの戦時加算が問題となるが、以下に述べるように、それ以前に日本の国内法にしたがって保護期間が満了している。

#### ・日米協定テキストに掲載が予定された写真について

国際的な動きを振り返れば、アメリカはようやく1989（平成元）年にベルヌ条約に加入したが、それまではベルヌ条約の定めを享受しようとして隣

国カナダでの同時発行を続けた（このことは関係国から快くは思われなかつた）。第二次世界大戦後、ユネスコの働きかけにより、ベルヌ条約に入っていないアメリカを含むラテンアメリカ諸国などをも国際的な著作権保護の枠組みに加えるために、万国著作権条約が1952年ジュネーブで採択された。

ベルヌ条約を正面から適用できない日本とアメリカの間には、1905（明治38）年11月10日に著作権保護に関する2国間条約である日米著作権条約が締結され、そこでは内国民待遇（1条）、翻訳自由（2条）が定められていた。この条約は第二次世界大戦勃発によって廃止された。1952（昭和27）年4月28日以降は、平和条約12条に基づく日米交換公文によって暫定的に規律され、1956（昭和31）年4月28日にはうえにふれた万国著作権条約に切替えられた<sup>3)</sup>。

件のテキストに掲載されようとした写真は、それぞれアメリカで1900（明治33）年頃、1898（明治31）年、1911（明治44）年頃に撮影された写真である。旧著作権法以前には外国の著作物は直接的には国内法令の保護は及ばないが、日米著作権条約により1905（明治38）年以降のアメリカの著作物については内国民待遇で、当時のアメリカ人の撮影した写真の著作物の著作権保護は発行後ないし製作後10年ということになる。件のテキストに掲載しようとしたアメリカの写真の著作権は、現在ではどのように考えても見事に消滅しているとしか考えられないし、それは著作権制度に半可通に通じている司書課程教員の健全な常識にも適うはずである。

#### ・写真の著作物の保護期間についての小括

写真の著作物については、ベルヌ条約にも第7条(4)が特別の取扱いを定めているが、インターネットの普及を射程に入れた1996年に作成されたWIPO著作権条約を契機に他の種類の著作物と同様な保護を受けるようになった。それ以前は、写真の著作物は、日本の著作権制度の変遷において、

---

3) 「デール・カーネギー講演原稿等著作権等侵害事件」（一審）東京地判平成12年9月29日；（控訴審）東京高判平成14年2月28日を参照。

他の種類の著作物とは異なった取扱いをされてきたのはうえに述べた通りである。

アメリカで撮影された写真ということでそれなりに難しい側面があることは事実であるが、20世紀を挟んでの時期ということで健全な著作権感覚をもっていれば容易にまずは著作権は問題にならないということが理解できるはずだった、と思われる。

ベルヌ条約に加盟している外国の写真の著作物も、日本国内で利用するときには、内国民待遇で日本法の適用を受ける。ここで写真の著作物については、日本国内では、1956（昭和31）年以前に公表、発行された写真の著作物はすべて著作権が消滅していることを確認しておきたい。

#### ・ひるがえって、‘引用’ 該当性

義憤を感じた日図協テキスト事件については、古いアメリカの写真の利用を問題にしていたわけであるが、当該写真の著作物の著作権の有無にかかわらず、正々堂々と利用できる場合があり、第三者の著作物の学術的利用については、実はこちらの論理のほうが自由な利用の正当化根拠としては有力であることを示しておきたい。

テキストの執筆において、初学者にわかりやすく解説しようとすれば、写真やイラスト、概念図を随所に用いるのは当然であろう。私自身も少なくないテキストに関与し、写真などを利用してきた。最近、関わった共著のテキスト執筆に関連して、共著者とそのテキストの（若手）編集者とのやりとりのメール（2012年3月15日に受信）の一部を以下に紹介し、出版業界での著作権理解の常識の一端を明らかにし、日本図書館協会の出版関係者の認識のレベルの低さを指摘し、同協会のテキスト出版に関連して、分担執筆した若手研究者に対していかに無用の心労を強い、迷惑をかけたかを明らかにしておきたい。

○○先生

引用の場合は、ご存知かもしれません、一般的に下記となっており、基本的に出典の明示だけで大丈夫かと存じます。特に政府の資料に関しては、出典明示だけでなにも問題ございません。

・ 引用と認められるための条件

- ① 明瞭区分性 … 本文と引用部分が明瞭に区分されていること。
- ② 必然性 … 研究、批評等の目的上、自らが新たな著作物を作成する上で必要な場合。
- ③ 主従関係 … 引用する側の著作物が主、引用される著作物が従。
- ④ 必要最低限の量 … 写真であれば大きすぎない、等。

※引用である場合は、著作権者の許諾を得る必要がない。

※本文がなく、図・表のみでも引用とみなされることもある。

(CRIC<sup>4)</sup>電話相談の回答)

※海外の著作物でも翻訳して引用できる。

※海外著作物でも、日本で刊行する場合は日本の著作権法に基づいて判断する。

※内容を改変する場合は、引用とはみなされない。これは著作権フリーになつても同様のこと。

※孫引き（引用元も引用している場合）には注意すること。原文を探すのがベター

取り急ぎ、お礼と用件のみにて失礼いたします。

~~~

○○出版株式会社編集部

M.S.

4) 'CRIC' は、公益社団法人著作権情報センター (Copyright Research and Information Center) を指している。

テキスト執筆で写真等を用いる場合には、例示として挙げるのでなければ、また美術作品で独立して鑑賞に堪えるような一定の大きさの高精細画像でもなければ、適法引用が妥当する余地が大きい。当該写真が本文と一緒にすることは、明瞭区分性、必然性、主従関係等の適法引用の要件を満たす場合には、たとえ著作権が存続していても著作権侵害にはあたらない。そこに公正な引用の慣行に従い、出所をきちんと明記していれば、押しも押されもない引用に該当する。

引用に関しては、やはり昨年（2012年）、いまひとつ‘ウソだろー’と思ったささやかな経験があるので、それもついでに紹介しておきたい。地方で図書館界のお祭りのイベントがあったときのことである。司書課程のテキストも書かれ、少なくない業績をお持ちの図書館情報学の専任教員を務められている年配女性。二次会をご一緒させていただき、たまたま著作権のこと、著作物の引用が話題になった。彼女は、「第三者の作成した写真や図表を自分の論文に引用・利用する場合には、必ず権利者に許諾を得なければならない」というのである。仕方がないので、マンガの適法引用を認めた脱ゴーマニズム宣言事件<sup>5)</sup>を引いて応戦した記憶がある。どうやら彼女は、引用の対象はテキスト情報、「言語の著作物」に限定されると考えていたようである。「引用」に該当すれば、写真であれ、動画であれ、音楽であれ、図形であれ、被引用著作物の種類は問われない。傑作だったのは、その年配女性が「わたしの弟は（優秀な）弁護士ですから（わたしもそれなりに著作権制度も知っています）」という物言いをしたことである。引用該当性の有無の判断・認識は弟が弁護士かどうかは一切関係がないし、専門家だからといって、弁護士が常に法的に妥当なことをいうはずもない。

適法引用を定めた著作権法32条1項の規定と、上記の優秀な若手編集者クンが「特に政府の資料に関しては、出典明示だけでなにも問題ございません」と述べたことの法的根拠を提供する同条2項を、確認の意味からあわせ

5) 第一审：東京地判平成14年5月28日、控訴審：東京高判平成12年2月24日、上告審：最一小判平成16年7月15日

て下に掲げておくことにする。

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。

この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

#### ・当該テキスト・シリーズ編集者氏の抗弁？

九州大学での図書館情報学会での舌足らずな報告では、日図協テキスト写真引用事件については、おおむね上記のような趣旨を話した。すると、図書館情報学の研究者としては立派な経歴と業績をお持ちになる、問題とした図書館協会のテキスト・シリーズの編集をされていられる先生は、「アメリカで刊行された書物から複製利用するのだから、当然、著作権をもっている（？）出版社に仁義を切るべきでしょ。日本で岩波書店以外の出版社が、岩波書店刊行の夏目漱石全集を底本として改めて新たに夏目漱石の作品を刊行するときに、その出版社が岩波書店に一定の（金銭的な）ご挨拶をするように」という感じのことを穏やかにわたしに諭すようにおっしゃった。語るに落ちた。日本の出版実務において、そのような事実上の慣行があるかもしれないということは承知しているし、否定しない。しかし、版面権はこれまで出版業界が法制化を望み、所管官庁に働きかけてきたが実現はしていないし、判例の認めるところにもなっていない。外国の写真の引用（複製）利用

で版面権を持ち出すこと自体ずれでいるし、図書館協会の収益部門たるべき出版委員会の関係者としてあまりにもお粗末な著作権認識だと思われる<sup>6)</sup>。その人が正しい著作権理解を教えるべき司書課程教育で重きをなしている事実は大いに情けない。しかし、彼一人に責めを帰するのは衡平を欠く。シリーズの1冊の編集に責任をもってあたった中堅の大学教員たちもまつとうな異論を提起せず、からだを張ってアホな弁護士相談を制止しなかった事実を恥ずべきである。

## 2. 第二の事件

図書館関係者、図書館情報学の教育研究に携わる司書課程教員の著作権認識がこんなに低水準なのかとわたしを慨嘆させたふたつめの事件は、長年親しくおつきあいさせていただき、敬愛している某先生からの連絡に端を発する。その大先生から、図書館情報学分野のテキストを多数刊行し、わたしも大いにお世話になっている大手出版社から「図書館経営・制度論」のテキストを編集・刊行するにあたって、2012年5月28日、「お手数をおかけします」という標題の、おおむね以下のようなメールをいただいた（必要な範囲で、少し改変している）。

山本順一 先生

○○社の教科書の件では、大変、お世話になっております。著作権法や個人情報保護法は、最近、随分変わりましたね。取り敢えず教育職に就いている以上、自分の勉強のためと思って、いろいろ調べながら書きましたので、時間がかかってしまいました。あまり自信はありませんが、ご指導たまわりますなら幸いです。

6) 日本国書館協会出版委員会の方たちにぜひ読んでもらいたい本がある。それは、堀田貢得・大亀哲郎『編集者の危機管理術：名譽・プライバシー・著作権・表現』青弓社、2011である。この書物は、日常業務で社運を左右しかねない法的紛争に遭遇するリスクを負う編集・出版にかかる人たちにとって、バイブルのような内容だと思われる。

お忙しいと思いますが、6月第3週くらいまでに気が付かれたところをお教えいただければ幸いです。宜しくお願ひします。

この仁徳あふれるメールをいただき、わたしは6月14日に以下のように返信した。

○○先生

これから■■へ出張です。時間がないので簡単に気が付いたところを記しておきます。点訳データのネット送信は以前から（法的に）OKです。先般の法改正では条文番号が変わっただけです。

それから、図書館協会も業界も、仲介する貸出可能ビデオの法律構成に違いはありません。貸出可能ビデオを購入しようとする図書館は権利者（ビデオ製作会社）と個別交渉はせず、一覧表から選び、市販価格に図書館所蔵貸出ビデオとしての（著作権法38条5項に言及されている補償金見合いとされる）上乗せ料金を支払っているだけです（この販売行為は38条5項に基づくものではありません）。著作権法の規定を超える上映権付きビデオを無批判に当然とする書き方には問題があるよう思います。

さらに、この返信をした後、6月18日、わたしは次のようなフォローメールを流した。

○○先生

おはようございます。出張でメールを開く余裕がなく、ごめんなさい。著作権の取り扱いの実態は政治的、社会経済的力関係で動いています。情けないことに、図書館界は弱腰一辺倒です。稳健派としての見解を維持しようとすれば、確かに難しいところです。尊敬する○○先生まであるような書かれ方をされていたのはいささか

ショックで、この秋の図書館情報学会でも報告することにします。

先生の名前はあげませんが、どこかの学会でも発表し、こういった図書館関係者、司書課程担当教員の著作権認識の酷さを知らせたいという動機のひとつにはなりました。 やまもと

そして、翌6月19日、大先生から次のような返信をいただいた。

山本 先生

お忙しいのに、わざわざ、返信をくださり有り難うございました。秋の学会の発表の動機の1つになったということ、何か怖いでですね。「こんなことを書いている人間がいるが、法理論上間違ったとらえ方である」みたいなことになるのかしら。

つい最近、■■市立図書館に見学に行った際に、図書館所蔵のDVDのジャケットに「公共図書館用」と印刷（だったかシールだったか、今となっては定かではありませんが）されていたものを実際に目にしたので、ああいう風に書きましたが、自分としては、事実報告の域を出るものではなく、肯定も否定もしたつもりはありません。学会でどのように料理されるか、楽しみでもあります。

このメールに対して、続く6月20日のメールでわたしは次のように述べており、親愛なる○○先生に向けて、本稿後段でも明らかにするが、学会発表と本稿執筆の本当の目的を吐露している。

○○ 先生

著作権法38条1項だけをとりあげるわけではありません。図書館法をはじめとする図書館を取り巻く法令全体とのかかわりの中でこのような問題を考えるべきだと思っています。

図書館内での上映権問題など、明文規定の書きぶりを素直に読めば、かなり無理かもしれない解釈を図書館界は無批判に受け入れてきたんです。この国の図書館界もまた、著作権などの問題については、日本の社会のあちこちにみられるのと同じく、見事な思考停止状態にあります。

・ほかにも見つけてしまった。。。。

うえに紹介した○○先生執筆のテキスト原稿をめぐってのやり取りのあと（ほどなくこのテキストは出版され、ご厚意から献本までいただいた。内容的に問題はないと思いたい），著作権法31条や38条に関連して、図書館業界の人たちがほんとうはどのように考えているのか、いささか懐疑的になり、授業の合間や昼休みなどの暇な時間にインターネット・サーフィンをしていた。そうすると、図らずも見つけてしまったのが「利用者サービスと著作権」（要約）と題するウェブページである（このウェブページは、現在は削除されている。確認されたい向きがあれば、手元のPPTファイルに複製を貼り付けているので、喜んで提供いたします）。このウェブページは、とある県立図書館（開催場所は某県立国際交流センター）での講演会（同県公共図書館協会等主催の研修会）の記録であった。ここでお話しされた方には含むところはなく、いい人だといまもその人柄には親しみを覚えている。しかし、その内容には大いなる問題を感じるし、著作権立法のプロセス、および後にふれるが厚顔無恥の著作権ビジネス業界との交渉に、このような著作権認識の人をこの国の図書館界の代表として、業界利益を強く主張するゴリ押し著作権ビジネスの連中と渡り合わせることを放置した関係者に対しては憤りではなく、深い悲しみを覚える（ほんとうはこの言い方は正しくない。その人の属する団体は弱腰を見せることによって、金額の多寡は別として、その組織自体に転がり込む手数料収入のようなものを得ようとしたと思われる）。著作権ビジネス業界の人たちが大きな政治力を行使して、狭い業界利

益を声を限りに主張するのは致し方ないし、彼らと結びつく政治家もその品性からすれば致し方ない。行政も個人的には開明的な人もいるが、組織としてはその程度のものでしかない。

潜在的利用者を含め、1億2,000万人の図書館利用者の利益を擁護すべき人たちがあまりにも自覚と責任感がなさすぎる。取り上げてしまったウェブページの書き出しからはじめる。日本の図書館業界を代表するこの人の肩書には、「日本図書館協会参与、JLA<sup>7)</sup>著作権委員会委員」とある。この人は話のマクラで「(当時の)文化庁著作権審議会の、図書館を考えるワーキンググループで仕事をするようになり、著作権について話をするようになりましたが、私は著作権に関する法学の専門家ではありませんから、法解釈ではなく、図書館で仕事をする上で、著作権法をどのように考えたらよいかという視点でのお話を、(2005(平成17)年2月)現在の著作権に関わる問題についてお話ししたいと思います」と述べ、語りはじめる。そして間もなく「図書館での映画(鑑賞)会が、地元の映画館と競合するようなものを上映することは、違法ではありませんが、民業圧迫と言えます。そこで、映像ソフト協会と日本図書館協会の申し合わせ事項では、映画館で上映しているようなものは図書館で上映しないということで合意しています(この‘合意’については、後ほど取りあげる)。人がたくさん集まればいいというのではなく、図書館での視聴覚サービスの一環として、上映をどのように位置づけるかを考えるべきです」と大人の分別を示したかのような物言いをされる。

・‘適法・自由な’ビデオ鑑賞会(上映会)の実施に怯む図書館関係者の規範意識の病理的構造：社会経済的意義の異なる貸出、レンタル業務との表面的競合に対する皮相的理解

確認しよう。この人もいうように、公共図書館が主催する、公共図書館で行われる映画(ビデオ)鑑賞会は明文規定において‘違法ではない’のである。たいていの論者は、著作権法38条1項が「公表された著作物は、當利

7) JLAは日本図書館協会(Japan Library Association)の略称である。

を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（……）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、「この限りでない」と定めており、一応は非営利無償の視聴覚教育的なサービスにあたる公共図書館の映画（ビデオ）鑑賞会は、図書館の主体的判断で自由に行うことができる（かもしれない）との判断をする。

2004年4月から2006年6月の2年間、文化庁長官官房著作権課専門職を務められた鳥澤孝之氏は「図書館の映画ビデオ・DVD利用と著作権」<sup>8)</sup>において、上映権等を制限する著作権法38条1項が適用される要件として、①‘上映’であること、②公表された（映画）作品であること、③営利を目的としていないこと、④観衆・聴衆から料金等を受けないこと、⑤出演者等に報酬が支払われないこと、を確認されている。これらの要件が満たされれば、権利者側には（著作権（上映権））使用料は不要とされており、現在の権利者側が図書館側に押し付けている‘上映権’付きビデオなどは、法をオーバーライドするものだとする。

#### ・図書館法は何のためにある法律か？

しかし、公共図書館サービスを直接規律しているのは著作権法ではなく、図書館法にはかならない。図書館法は、公共図書館サービスについて定めたその3条に図書や雑誌などのほか、視聴覚教育の資料として「美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意」し、それらを「一般公衆の利用に供すること」（1号）が図書館の職務であり、「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること」（6号）

8) <[http://researchmap.jp/?action=cv\\_download\\_main&upload\\_id=17592](http://researchmap.jp/?action=cv_download_main&upload_id=17592)>。鳥澤さんは本来は国立国会図書館にお勤めのようで、たまたまこの時期は文化庁に出向されていたようである（本文で引用している南亮一さんも同様）。本務の傍ら筑波大学大学院において研究活動を展開され、ここで取り上げたものは日本図書館情報学会2010年度春季研究集会において発表された予稿集に掲載され、筑波大学の機関リポジトリに搭載されている。「2010年日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱」pp.35-38.

が図書館の任務のひとつであることを明文規定をもって確認している。著作権法も論理的にこの規定をうけ著作権法38条1項を置き、非営利無償教育的な映画の著作物の利用に対して格別の配慮をなし、著作権を正面から制限している。図書館サービスの根幹を定める図書館法が、図書館の行うべきサービスメニューのなかに映画（ビデオ）鑑賞会の実施を推奨してきたのである。図書館法が当然実施すべきものとしているイベント<sup>9)</sup>を著作権法の定めを超えて、業者利益を尊重しなければならないものだろうか。そもそも収益の極大化を図る映画製作会社は、封切映画を直ちにはビデオ商品にはしない。封切後一定の収益を見込める時間が経過した後、ビデオ商品が市場に供給され、図書館でも利用可能となる。開いた口がふさがらないくらい傑作な言葉が‘民業圧迫’である。2005（平成17）年当時は、‘官から民へ’‘民ができるものは民で’、規制緩和を推進した小泉政権の時代で、わたしはその頃前任校の筑波大学に在職し、しばしば東京に出てゆく機会があり、そこで図書館現場で働く人たちと話し合う機会がもてた。そのときに図書館のビデオやCD、推理小説の貸出などにつき、‘民業圧迫’だからと否定的評価をする人たちが少なくなかった。ここで取り上げた御仁だけが偏った考え方をしていたわけではない。

しかし、考えてみよう。図書館が当然の基幹的業務としている図書・雑誌（のバックナンバー）の貸出にしても、表面的には1950年代に当時の子どもたちが足しげく通った貸本屋と競合するものであるし、今はなくなったかつての貸しレコード業界（正しくは、‘なくなった’のではなく、レコード製作業界が保守的陣笠代議士を動かし、貸与権なる支分権を創設する議員立法を通じて貸しレコード業を抹殺した。）とも競合したはずであるし、著作権法38条5項の定める補償金規定と一定の緊張関係をもつ約款（購入の可否

9) 日本国書館協会図書館政策特別委員会「公立図書館の任務と目標」（1989年1月確定公表；2004年3月改訂）にも、図書館の提供すべきサービスとして、講演会・読書会・展示会などとともに、鑑賞会に「参加し、文化的な生活を楽しむ」をとりあげており、鑑賞会には通常人の感覚からすれば映画（ビデオ）鑑賞会が含まれ、その障害のない円滑な実施を当然としている。

および価格は実質的にビデオ製作業界の言い値：合理的な補償金とは言えない）にもとづき適法に貸出可能としたビデオを貸出している公共図書館は現在のTSUTAYAをはじめとするレンタルビデオ業界とも競合しているはずである。どうして映画館、ビデオ製作業者の商品・サービスの販売との競合に、日本の図書館業界は理由もない罪悪感を持たなければならないのだろうか。

#### ・公共図書館におけるビデオ鑑賞会

現在、九州のさる中小都市が直営を捨て、レンタルビデオ業、書籍小売商も営む指定管理者に公共図書館サービスの実施をゆだね、図書館サービスの直営至上論理が表面的には見事に敗北している現実をどう説明するのか<sup>10)</sup>。公共図書館は図書館法3条6号の要請に沿って、子どもを含む、地域の住民に教養と娯楽、レクリエーションのために映画（ビデオ）鑑賞会を開催しなければならない。図書館でわいせつなエロビデオの鑑賞会をすることはない。商業的利益をもっぱらとする映画（ビデオ）の業界とは、社会的に果たそうとする役割の次元が異なるのである（このことは、映像ソフト協会との合意事項にも文言としては表現されている）。どこかで大阪のある弁護士が図書館が映画（ビデオ）鑑賞会を実施していることが映画館の‘得べかりし利益’を侵害しているので‘ヤメロ’という内容証明付きの嫌がらせをしたという事件を耳にしたことがあるが、図書館が行う映画（ビデオ）鑑賞会が直接の原因で特定の映画館がほんとうに廃業に追い込まれたとの事実があるのだろうか。日本の図書館の人たちは図書館の本来のサービスの哲学を十分に認識していないだけでなく、資本主義についての理解も欠いている。資本主義社会における企業活動は‘市場規模’、大衆向け商品ではスケールメリットを前提に成立する。都道府県の生涯教育行政機関が大規模に参加者を

10) 日本国書館協会なる団体は、2012年5月28日付で、「武雄市の新・図書館構想について」という声明を公表しているが、空虚で抽象的な論理にとどまり、実証性は微塵も感じられない。残念なことである。〈<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=1487>〉

募集するような場合ならともかく、そもそも月に1、2回の参加者が高々數十名程度のビデオ観賞会が付近の図書館で行われたから営業不振に陥ったという映画館が仮にあるとすれば、それはほかの社会経済的要因によると考えるのが健全であろう。

少なくない関係企業が相当の資金を投じ、特別目的会社（special purpose company）を設立したりして、特定の映画製作を行うことも珍しくない状況において、投資を回収し、最大限の収益を図るうえで、ビデオ販売には大きな意味がある。しかし、製作されたビデオは本来、個人や家庭での鑑賞のために生産販売されているビデオであるから、（小規模参加者の）図書館で上映会を実施するのはまかりならぬというビデオ販売業界<sup>11)</sup>が仮に存在するとすれば、製造原価、適正利潤、採算ラインなどをどのように詰めて考え、図書館をどのように位置づけているのであろうか。

地域に映画館がまったく存在せず、テレビ放送で流される番組にも癒されない限界集落を抱えた地域の、ろくな予算も与えられていない公共図書館が、「寅さん」や「釣りバカ」、数年前に製作・上映された‘007’や‘ダイハード’を住民のために提供することや、経済政策や労働施策の失敗から清貧に甘んじざるをえない、健気なシングルマザーの子どもたち等を対象として、夏休みに地元の公共図書館でアニメ鑑賞会を実施することに対して、それを違法だと言い募る（本来法的に制限され、主張すること自体が法の明文規定に齟齬し、根拠のない法的）権利（？）を濫用する業界と、その大きな

11) わたしの手許にある‘SHV松竹ホームビデオ’には、‘おことわり’として「このビデオカセットの映像・音声並びにパッケージに関する総ての権利は著作権者が有しております、家庭内鑑賞を目的とした販売及びレンタルに限って許されています。それ以外の使用や、無断でこれを複製・上映・放映・改変することは厳に禁止されており、違反に対し権利者は刑事罰及び民事罰により厳しく対処します」との文言が印刷されている。このビデオカセットに貼り付けられた文章については、しっかりした法務セクションがチェックしたもののように思えない。‘違反に対し権利者は刑事罰及び民事罰により厳しく対処’とあるが、権利者が違反者の刑事责任、民事責任を決定する主体にはなり得ない（民事罰という言葉は寡聞にして聞いたことがない）。この警告文は、著作権法38条1項が適法としている‘営利を目的としない上演等’を私人であるビデオ製作会社が勝手に違法と決めつけることができると考えているのだろうか。

声に辟易し、本来実施すべきビデオ鑑賞会の実施に躊躇する図書館界は異常というほかはない。

・日本図書館協会と日本映像ソフト協会との蜜月：win-win relation：（不利益を被った）敗者は誰か？

件の御仁は、続けて次のようにいいう。「1996（平成8）年に日本図書館協会が「図書館におけるビデオ映画上映の基本の方針と上映作品選定の基準について」を出し、1998（平成10）年には日本映像ソフト協会との間で「了解事項」、2001（平成13）年に「合意事項」を取り交わしました。いきなり法改正ではなく、このような合意事項を作らないと、お互いにうまくいかないものです」とのご託宣を下される。ここで言及されている「図書館におけるビデオ映画上映の基本の方針と上映作品選定の基準について」であるが、当然、市民に開かれた図書館サービス基準であるから、公表すべき性質の文書だと思われるが、日本図書館協会のホームページにはあげられておらず（図書館業界向けの出版物には掲載されているし、関係者の登場する講演会の記録、研修会の場で配布された資料はインターネット上にあげられており、Google検索で確認できるが、その存在は広く公開されているとは言い得ない。堂々と交渉したうえでの関係業界との合意（‘ソフトロー’）であれば、いまの時代では公式ホームページを通じてネット上に公開すべきだと思われる。

著作権法38条1項が認めている、公共図書館における場合も含む、公表された映画作品の非営利無償の自由な上映等について、制定法の明文規定を乗り越えて（オーバーライドして）、38条1項を根拠とし得る映画作品（ビデオ）の上映等を禁止または許諾を要するとしている、日本図書館協会と大手映画会社を会員とする日本映像ソフト協会とのあいだの法を潜脱する合意事項の内容は、合意事項の成約に先立ち1993（平成5）年以降実施されてきたようである。

業者であるビデオソフトメーカー各社が加盟する日本映像ソフト協会の

ホームページ<sup>12)</sup>を見てみよう。そこでは、‘著作権者（ビデオ製作会社）の許諾なしではできない主な行為の例’として8つの行為があげられている。そのなかの6番目に「市販ビデオソフトを、企業・団体や図書館等公の上映を行う人に譲渡または貸与すること」があげられ、7番目に「中古ビデオソフトを、企業・団体や図書館等公の上映を行う人に譲渡または貸与すること」があげられている。面白いのは、下線部を付した通り、‘図書館’だけ名指しであげられていることである。ここで取り上げられている行為が権利者の許諾なく自由にできないとする根拠は、映画の著作物の複製物につき、映画製作（→ビデオ製作）者が専有する‘頒布権’にある。その一方で、3番目の項目で「ビデオソフトを用いて営利目的又は料金を取って上映会をすること」は許されないとしているのは、反対解釈として‘営利目的でなく、料金を取らずに上映会をすること’は許容していることになる。ということは、彼らの解釈によれば、図書館が市場から直接購入したときだけの狭い範囲で、38条1項の定めるビデオ観賞会ができるということになる。

また、日本映像ソフト協会のホームページは、「イベントでの上映、ホテルの各部屋のTVへビデオソフトを流すこと等、家庭内視聴以外の用途に用いる場合は業務用となります」と述べ、著作権法にはない‘業務用使用’という概念を何か特別に法的に意味があるかのごとく言い立てている。その‘業務用使用’として9種の行為を列挙しており、7番目に「図書館・公共施設・ホールでの上映」としている（ビデオ上映が収益源もしくは副次的収益源にあたるビデオシアターやホテル・旅館と同列に並べており、表現は悪いが、味噌も糞も同じ扱いをしているのはこの業界の見事なむき出しの営利体質を示している）。そして、「ビデオソフトメーカーによっては、こういった業務用の上映や貸出用として‘業務用ビデオソフト’を用意しています」と言い、図書館を割高の‘業務用ビデオ’の上映、貸出利用に誘導している。

‘業務用DVD・ビデオ（業務用映画）の供給及び管理’、さらには‘図書

---

12) <http://www.jva-net.or.jp/faq/index.html>

館用（ビデオ）作品の供給及び管理’を業務とするという、株式会社MMCという企業は、非営利上映会のレンタル料金を定めており<sup>13)</sup>、図書館がビデオ鑑賞会を行おうとするとき、収容定員が50席までだと25,000円、100席までだと35,000円としている。この場合も、‘頒布権’を前提としていると理解することができる余地があり、この企業の斡旋を受けることなく、図書館が‘正当に’ビデオカセットやDVDを所有する場合には38条1項に依拠し、自由に非営利無償の上映が可能と考えることができる。

中古（アダルト）ビデオが適法に第三者に譲渡された場合には著作権が消尽し、頒布権は及ばないとする判例<sup>14)</sup>には著作権法全体の構成に照らして合理性がある。そもそも地域社会にとって、意義深い価値ある著作権の存続する映像作品（複製物）を住民から寄贈、遺贈されたとき、その上映を含む利用を萎縮する図書館の存在が果たしてほめたたえられるだろうか。一般公衆の「教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」（2条1項）であることを定めた図書館法が、住民寄贈の映画作品の死蔵、受入れ拒否を要請するであろうか。

日本図書館協会の資料によれば、日本図書館協会は、うえにふれた‘図書館用（ビデオ）作品の供給及び管理’を業務とする株式会社MMC（ムービーマネジメントカンパニー）の子会社アルスヴィータ株式会社との間に名義貸し契約を結んでおり、いま進められている公益認定手続きの過程で法的紛争が発生した。日本図書館協会は映像事業部とか、情報事業部という実体のない部署をでっちあげ、映像作品販売斡旋事業やデータベース導入斡旋事業を行っていた。2012年12月にこれらの虚業を廃止する措置をとったが、長年にわたり、外部の著作権ビジネスに業務を丸投げし、結果は‘武士の商法’で見事に失敗したが、図書館現場への一本化の窓口業務で合理性があると言い募るのであろうが、当初はその結託から一定の利益を得ようとしたことは間違いない。

13) [http://www.mmc-inc.jp/joeikai/index\\_j.html](http://www.mmc-inc.jp/joeikai/index_j.html)

14) 東京地判平14.1.31 判時1791号142頁

## ・文化庁における立法準備過程、文化審議会において大いに頑張る著作権ビジネス

明文規定と異なる状況を多年にわたり放置している行政にとっても、また一般に消費者に対して自分たちの業界にとって都合の良い法の順守を迫る業界が、法を平然と無視、潜脱するご都合主義について、やはりしつこいのであろう。2003（平成15）年、文部科学省設置法30条の定めにそって設置される、著作権制度を所管する文化庁の諮問機関である文化審議会の著作権分科会では、図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上演することについて、非営利無償の上映を認める現行著作権法38条1項が認めている制限を廃止しようとの検討がなされた。著作権ビジネス業界の代表が‘非営利・無報酬の上映が商業的な映画上映等と競合し、権利者の利益を不當に害する状況が出現している’と強硬に主張したのである。

前年の2002（平成14）年11月27日に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の議事要旨<sup>15)</sup>をみてみよう。議事録要旨には、「非営利・無料の上映会は、実際に近隣の映画館において、映画の配給・興行に影響をきたしている。そのため……現行38条の例外的な取扱いを原則廃止とする考えについて、積極的に協力をお願いしたい」という著作権ビジネス業界の代弁者が述べている。しかし、うえにもふれたが、寡聞にして、わたしは具体的に図書館のビデオ観賞会と近隣映画館の観客数の相関関係を明らかにするデータをみたことはない。また、「図書館のビデオ上映については、日本図書館協会と映像ソフト協会との間で上映利用の協議を重ねて、合意事項として、法律とは別に契約のような形で取り交わしている。ただ商業利用の過程にあるビデオ作品についての許諾のため、それ以外のビデオは、日本図書館協会との協定の中で、今の38条1項の範囲内で上映することができるようにする<sup>16)</sup>。ブースでの上映については、従来どおり視聴できるように考え

15) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021102.htm)

16) ビデオ作品の図書館での上映利用について、著作権ビジネスの言い分では、現在市販されているビデオ作品のみを対象としようというわけであるから、貸出上映用を準備している場合を含め、流通市場にはない映像作品の図書館での非営利無

ている。」また、「窓口（一本化）の問題について、既に（業界側は）日本図書館協会とは上映を許諾する場合の窓口に、図書館専門の納入業者を経由して権利者に問い合わせるという仕組みがある」とも述べているが、うえにふれたように、図書館協会の経営能力のなさもあり、このルートは破綻してしまった。

#### ・著作権行政は誰のために行われているのか？

2002（平成14）年のコップのなかである審議会での議論は『文化審議会著作権分科会審議経過報告』（2003.1）<sup>17)</sup>に整理され、そこでは「商業的な映画上映等と競合することが少ないとと思われる静止画の上映（マイクロフィッシュやインターネットを通じて入手した画像など）、学校その他の教育機関における授業での上映、裁判手続や立法・行政目的のために必要な上映等については、引き続き無許諾で行えることとすることが適当である」とされている。地域住民が環境や景観、原子力発電所などの問題につき住民訴訟を含む行政事件訴訟を提起している場合には、通常の教養・レクリエーション目的と異なり、権利者側の意向を乗り越えて、適法に入手、占有している関係するビデオを用いて上映会が行えるわけである。

また、「図書館などの公共施設等における非営利・無料・無報酬の上映については、法改正後においても商業的な映画上映等と競合しない範囲で、権利者の許諾を得た上で、できる限り行い得るようにすることが望まれる。現行法の下においても、すでに図書館団体と権利者団体が協議を行い、図書館が上映会を行う条件、範囲、方法等について合意に達している例があるので、法改正後もこれに基づき、許諾を得た上での上映会が行われることが期待される。さらに、図書館における個人ブースでの公衆向け上映についても、権利者団体が、一定の条件の下に許諾を与えることが望まれる」と述べ

---

償の上映には口を挟まないという姿勢のはずである。

17) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会審議経過報告』（2003.1）.  
<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/030102\\_b.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102_b.htm)>

ている。この表現で理解されることは審議会事務局を務め、法にのっとりフェアであることが当然とされる文化庁著作権課が、こと図書館は‘学校その他の教育機関’に含まれないと判断しているだけでなく、非営利無償の上映の権利制限を明定している現行著作権法38条1項が強行規定ではなく、たんなる目安を定めた任意規定にすぎず、公序良俗にでも違反しない限り、どのようにでも関係者の合意（らしきもの）で異なる法効果の発生を容認しているということである。

文部科学省のホームページには、「すべてのまちに図書館を」というパンフレット<sup>18)</sup>があげられている。そこには、「近年、公立図書館は、本の貸し出しにとどまらず、子どもの読書活動支援や、行政や医療・福祉・ビジネスに関する情報の提供、学校の調べ学習の支援など、地域における学習や情報の拠点としての役割を担っており、その利用者は年々増加しております」と述べられ、「地方公共団体の工夫により、図書館の整備が進み、全ての住民が図書館サービスを享受できる日が一日も早く来ることとなれば幸いです」とまで、図書館の意義をたたえている。2006（平成18）年の教育基本法の改正は、‘生涯学習の理念’という見出しを掲げた3条を新設し、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定している。次の4条は教育の機会均等を定めるが、子どもの貧困、大人の貧困は構造的にも避けがたい。官民協力で非営利無償の上映の利益を簒奪されようとしている公立図書館は、まごうことなく主要な生涯学習施設のハズである。

#### ・文化庁の感覚・感性

文化庁著作権課は「[映画の著作物]」の「非営利・無料の上映」に関する

---

18) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/pamph/06020303/001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/pamph/06020303/001.pdf)

考え方」(平成 14 年 11 月 27 日)<sup>19)</sup>をウェブページに公表している。そこで文化庁著作権課は、「公に上映」する行為自体には著作権が及ぶということを原則としながらも、「非営利」「無料」「無報酬」の場合には権利制限の対象としている現行規定に関して、かつて「現行法制定時(1970 年)は街中の上映会はそれほど容易には行われていなかった」が、「ビデオ・DVD 等の普及・発達により、誰もが簡単に「非営利」「無料」「無報酬」の上映を行うことができるようになり、商業的な上映と競合する状況が出現」したとの認識をもっていることが分かる(しかし、可能性をあげたこの論理を実証するデータは見たことがない)。

文化庁は、このような状況認識から対応案を二つ考えているようだ。第一案は 38 条 1 項が定めている現行の著作権制限規定を廃止し、「行政・司法・立法目的の上映」「学校等の授業での上映」等に限って映画の著作権の制限を存続させようというものである。第二案は現行の 38 条 1 項の規定は維持し、権利者側の「「上映を禁止する旨の表示がある場合」には許諾の対象とし、「さらに「行政・司法・立法目的の上映」「学校等の授業での上映」については、引き続き(自由に)行えるよう手当」するというものである。この文化庁の考え方でいけば、図書館のビデオ鑑賞会をどう解するかが問題として残る。公立図書館サービスとしてのビデオ観賞会は、図書館が行う文化教育行政作用である。また、学校教育は OK で社会教育、生涯教育はダメとするのも教育作用一般の理解としては偏頗の誹りは免れないであろう。この国の図書館界の著作権認識のお粗末さは言わずもがなであるが、そもそもは文部科学省とその外局である文化庁の教育・文化観の欠陥が映画・ビデオ業者の言いたい放題、やりたい放題を野放しにしているといえそうである。

#### ・著作権法 38 条 1 項の法的性質

あらためて、著作権法 38 条 1 項の法的性質を確認することにしたい。38 条 1 項は、図書館に限らず非営利無償の上映等については権利者の許諾を不

19) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021102\\_a.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021102_a.htm)

必要とし、公共図書館はみずからの判断で自由に上映等を行えるものとしている。

非営利無償の学校教育での利用に関して、文化庁は、2002（平成14）年11月に公表した「映画の著作物」の「非営利・無料の上映」に関する考え方<sup>20)</sup>でも、映画の著作権（上映権）制限を維持しようとしていることは明らかである。北欧諸国のように制度としての学校教育がすべて無償であればともかく、主として経済的事情から学校教育を受けられなかつたり、経済的事情から受けられる学校教育サービスの点で格差を当然とするようなこの国のようなところでは、調べ学習、総合学習のような学校教育の補完機能にどまらず、公共図書館は‘民衆の大学’としての機能が期待されていよう（しかし、日本の公立図書館の蔵書構成をみたとき、文学作品が多数を占める無料貸本屋としての性質が濃厚で、レクリエーション目的に資する軽読書材が17パーセントを占めているような現実<sup>21)</sup>を見るとこの言葉の説得力は弱い）。

公共図書館は、地域社会において、貧富の差なく、特定の価値ある映画作品につき、機会均等の映画鑑賞の実現を通じ、当該映画の著作物に含まれる価値と映画文化の普及を目的とするものはずで、この規定は当事者間の合意によっては法的効果を失うはずのない強行法規であり、後にふれる南亮一氏の見解もそのような理解に立っている<sup>22)</sup>。

スーパーコピー社会の様相を深める急速なデジタル化、ネットワーク化の動きの中で、デジタルコンテンツの著作権の保護に腐心する現在のこの国の著作権行政を所管する文化庁著作権課は、間違いなく、公共図書館に対しては、現行著作権法38条1項の公共的強行法規性の弱体化を企図している。文化教育行政のあるべき方向性ということでは、公共図書館については、ビ

20) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021102\\_a.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/021102_a.htm)

21) 『新しい図書館情報学（仮題）』有斐閣、近刊予定、第1章を参照。

22) 南亮一「図書館における著作権の現状と動向について」『ビブロス:Biblos』平成20年夏号（電子化41号）<http://www.ndl.go.jp/publication/biblos/backnumber/2008/summer/03.html>

デオ産業の法を潜脱するかのような振舞いを放置、支援するのではなく、生涯学習重視にもとづく強固な枠組みを構築すべきである。また、ビデオ業界の顔色をうかがうこの国の図書館界は、機会均等の生涯学習を求める市民に対して、あまりにも無責任である。

著作権法学の第一人者である中山信弘先生は、「公共目的での制限の中には極めて重要な価値を体現しているものもあり、著作権が制限を受けるのは当然である」。「著作権は天賦の人権ではなく」、「著作権を不可侵のものとして絶対視すること自体が誤り」であり、「制限規定であるから限定的に解釈しなければならない理由はない」<sup>23)</sup>と神のような発言をされている。著作権法38条1項の法的性質については、著作権分科会のメンバーのひとりである小泉直樹氏も任意規定とする行政当局の理解に疑問を投げかけている<sup>24)</sup>。

著作権法38条1項をめぐる現在の立法の審議と動向についていえることは、現行著作権法制定当時、映画産業の振興を図り、伝統的な映画の配給制度の維持を目的として、‘頒布権’という独特な法的内容を定めた著作権法26条が置かれた。その後の映画産業を取り巻く時代の激動の本質を主体的に精査せず、映画産業当事者の言い分を大いに尊重し、映画会社の既存ビジネスモデルの温存を図ろうとする対応に終始し<sup>25)</sup>、‘頒布権’を見直そうとしてこなかったことに問題がある。著作権ビジネスとの軋轢に悩みながらも、国立国会図書館のデジタル化推進は別格とされ、また厚生労働省が背後につき、誰がみてもマーケットが小さい障害者サービス拡充を意図する著作権法改正は進んでいる。一方、図書館側の珍しくするまっとうな主張は聞き置かれ、議事録に書き留められるだけにとどまってきた。

#### ・南亮一氏の見解

2013年現在、国立国会図書館関西館図書館協力課長の南亮一氏は、「ビブ

23) 中山信弘『著作権法』有斐閣、2007、p.241。

24) 小泉直樹「“契約で決めておけばよい”か？」『著作権研究』32号（2005）、p.54.

25) 鳥澤孝之「図書館の映画 ビデオ・DVD利用と著作権」[http://researchmap.jp/?action=cv\\_download\\_main&upload\\_id=17592](http://researchmap.jp/?action=cv_download_main&upload_id=17592)

ロス」平成20(2008)年夏号(電子化41号)に「図書館における著作権の現状と動向について」<sup>26)</sup>を寄せられ、そこではすでに言及した2001(平成13)年12月にビデオ業界団体である現在の日本映像ソフト協会(当時は日本ビデオ協会)が日本図書館協会専門委員会を窓口に合意させたところに従い、「現在のほとんどの公共図書館においては、「営利を目的とせず、観衆から料金を受けない場合の(図書館の)映画の上映は、著作権法38条1項に基づき、(権利者業者側の意向を忖度することなく)自由に行うことができる」とされている」はずなのに、この合意事項に基づき、いわゆる‘上映権付きビデオ’を購入し、このビデオシフトによって(図書館の)上映会を実施しているという状況である」と図書館界の怯懦な現実を指摘され、「この(ビデオ業界団体の著作権法をオーバーライドする利益を保障する役割をになう)‘合意事項’(なるもの)が著作権者からの(法的な意味を持つ)許諾文書ではなく、あくまで(事実上の)当事者間のトラブル回避のための方策を記したものであることに留意する必要がある」と的確に述べられている。

#### ・著作権制度に対する初歩的な勘違い

かつてJLA著作権委員会委員を務められ、間違いなくこの国の図書館の世界に名を残す方の講演を記した「利用者サービスと著作権」(要約)と題するウェブページに戻ることにしたい。そこにはこのような文言が書かれていた。「一人一句を集めた俳句集に掲載されている俳句は、一句が1著作物ですから、その半分しか複写できないということを言って「(一句17文字の複写は)だめです」というのではなく、「できれば手書きにしていただけますか」という形で説明して、図書館と利用者の立場を前提にしたうえで、よくよく話し合っていくという考え方を、私たちは持つ必要があるのではないかと思います」と。

26) <<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/backnumber/2008/summer/03.html#all>>。南亮一氏もまたかつて文化庁著作権課に出向された経験を持たれ、図書館業界における数少ない著作権制度通である。

紀元前3000年代のシリア北部のエブラ遺跡から発掘された、確認される世界最古の図書館の利用においても、その利用者は図書館所蔵の資料を利用するにあたっては、自分が必要とされる知識情報を脳裡に刻むか、心奥に定着させるか、あるいは自分の手ないしは奴隸の手で書写、描写したはずである。科学技術の発達が生み出した複製技術が、図書館における手ずからの書写、描写に置き換わったのである。手で書き写してもオリジナルの複製物の作成行為であることに変わりはなく、必ずしも著作権の支分権のひとつである‘複製権’の追及を免れ得るということではない。著作権法31条1項1号が、1著作物全体について、コピー機の複写を許しておらず、手で書き写したからOKとしているわけではない。では、特定の図書館資料が利用者に提供する1著作物の手ずからの書写、描写が違法かといえば、実はそうではない。著作権法30条1項の私的複製の定めが、この図書館内における、利用者が適法に自主占有する特定の図書館資料の手ずからの書写、描写を適法なものとすると解ざざるをえない。

ここでまたひとつ確認しておきたいことがある。元・JLA著作権委員会委員氏が言われたことは、結果的には間違ってはいなかったのである。そこでは、図書館という場においては、複製（複写）サービスの法的根拠である著作権法31条1項1号と著作権法30条1項が交錯しているという現実である（図書館内では、31条と30条、さらには38条が重畳適用される）。日本の図書館の世界では、従来、‘図書館内という場所においては、私的複製を認めた30条1項の適用はない’と言つてはばからないボンクラな人たちが少なくなかったのである。

私的使用のための複製の自由を定めた30条1項の規定は、通常、図書館内の複写には該当しないと解釈することが図書館業界の常識とされ、横浜市立図書館がセルフコピー機を設置し、アメリカの図書館界と同様、利用者の責任で30条1項により所蔵資料の適切な複写を行うことにした（このことにより軽減されるマンパワーと施設管理費は、わずかとはいえ図書館サービスの充実に振り向け得る）。日本図書館協会は、1999（平成11）年5月21

日付で横浜市立図書館あてに文書を送付した。「当協会では、著作権法31条は図書館のために設けられたものであるため、図書館において、それ以外に根拠を求めて複製を行うことは不適切であるという基本的考え方をしています」と書かれていたそうである。そして、日本雑誌協会、日本書籍出版協会と横浜市立図書館が話し合い、落着したと伝えられる。日本図書館協会は（横浜市立）図書館の上級行政府の位置にたつものではなく、その団体が出す文書は私人の解釈で、図書館利用者を含む多くの人たちが納得する合理的な内容でなければ権威はなく、ましてや拘束力をもつはずがない。図書館協会は、個々の図書館の主体的法解釈権を阻害する権限は持ち合わせていないはずである。はしなくも、著作権ビジネス業界の走狗であることを世間に示したに過ぎない。

著作権法30条1項の私的複製当然の法理は、場所を問わず適用されるハズで、そのことは利用者みずから持参した鉛筆とノートに代えて、ケータイのカメラ機能、デジカメ、録音・録画機器の利用も許容されることになる。利用者の利益を敵視し、何が何でも図書館内で利用者に30条1項の私的複製を許さないと考える社会的使命を忘れた図書館があるとすれば、そのときには図書館資料に対する図書館の所有権にもとづく資料管理権の発動による図書館内の私的複製の禁止ということになろう。しかし、この考え方には、法的にも大きな欠陥がある。それは私人の情報収集、知識獲得を支援する著作権法30条1項の規定が強行規定で、所有権絶対（の神話）は30条1項のもつ‘公共の福祉’の制約を受けざるを得ないということである。実は、それだけではない。図書館資料の著作権が問題とされるところでは、著作権法によって一切を規律されるものではなく、専ら（公共）図書館の使命とサービスについて定める図書館法にも重疊的に、というよりも著作権法に優位して図書館法が規律するものと考えるべきである（著作権に関わる図書館の使命と任務は著作権法の関係規定に吸収されているので、図書館法を参照する必要はないとの考え方は、図書館の社会的価値のないがしろにつながる。図書館をめぐる著作権ビジネス跋扈、図書館関係者の惨めなまでの萎縮がその

証左である)

#### ・複製サービスの範囲

ひるがえって、図書館の複写サービスにつき、著作権法31条1項が「公表された著作物の一部分（慣行的に半分）」の複製を認めているところから、1著作物の全体が17文字の俳句については半分の8文字までの複製は許容されることになる。9文字をマスクして複製すれば合法ということになりうるが、おそらくそういった場合には、元・JLA著作権委員会委員氏がいうように、利用者はノートかメモ用紙に書写するかもしれない。しかし、図書館利用者にとっては、複製技術の進歩により、手軽に安価に正確にそのまま複製でき、「遵法精神旺盛？な」図書館が著作権者になり代わって、利用者に対して嫌がらせをしたとしても、その俳句が掲載された歌集などが購入してもらえるとは限らず、権利者に利益はもたらされず、特段の経済的損失も発生しない。マスクすることなく、図書館がその俳句を含む見開き2ページをコピーさせてあげても実害はないであろう。その後、図書館界は「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成18年1月1日）<sup>27)</sup>によって、この社会性に欠け硬直的で幼稚な著作権理解を乗り越え、このような原則1ページ（運用上2ページ）に収まる著作物の複写サービスを行ってきた。2012（平成24）年の著作権法改正によって新設された、付随対象著作物の利用を定める著作権法30条の2は従たるものとしての‘写り込み’を対象とするもので、それを（この場合は‘俳句’の全体）意図的に主たるものとして‘写し込む’図書館の複写サービスを適法化するものではなく、標題に‘写り込み’という言葉は使っているが、従来の「複製物の写り込みに関するガイドライン」の存在意義は減じてはいない。

17文字の俳句や31文字の短歌ではなく、図書館利用者が図書館所蔵の百科事典や専門事典の1項目の複製を申込んできたときはどうであろうか。図書館実務においては、原則1ページ以内の範囲で書かれた項目については、

27) <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf>

「複製物の写り込みに関するガイドライン」で対応できる。複数ページにまたがる百科事典や事典の項目についてはどうか。このガイドラインができる前の事件であるが、事典の1項目の複写サービスの可否については多摩市立図書館複写請求事件（第一審：東京地判平成7年4月28日、控訴審：東京高判平成7年11月8日）<sup>28)</sup>がある。図書館利用者は、多摩市立図書館に対して、所蔵の「土木工学事典」の特定部分の複写を申込んだ。当該事典は、本文822頁、大きく18の節に分かれ、「2. 土質力学・土構造」(63頁から118頁)はさらに8項目に分かれ、その8にあたる分担執筆された「地盤の安定問題」(pp.112-118の7頁)の複写を申込んだのである。この複写サービスの可否を文化庁著作権課に照会した多摩市立図書館の窓口は、「著作権法の規定により、図書館利用者の希望された部分全部の複写サービスは実施できません」と回答した。当該利用者は文書による回答を求め、行政庁である多摩市立図書館長は「(地盤の安定問題という)項目全部の複写はいたしかねる」旨の回答をしたとのことである。

利用者は多摩市を相手取って訴訟を提起した。東京地裁は、「原告は、著作権法31条1号に基づく複製権の確認を請求しているが、同条項は、政令(著作権法施行令1条の3)で定める図書館において、図書館の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分等所定のものの複製物を一人につき一部提供する場合に、図書館資料を用いて著作物を複製することができることを定めた規定であって、著作権者の専有する複製権の及ばない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない」

28) 村井麻衣子「多摩市立図書館複写拒否事件の検討：米国著作権法フェア・ユースに関する裁判例・議論からの示唆を踏まえて」図書館情報メディア研究9巻1号(2011), pp.17-34などを参照されたい。

と判示し、控訴審も同様の判断を下している。この裁判を指揮した裁判官は、公共図書館を利用したことがないのであろう。

### 3. 著作権法は図書館法を凌駕するのか？

公共図書館を規律する第一義的な国会制定法は図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）であり、公共図書館が利用者に提供するサービスに関連して著作物を取り扱う範囲において、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）と接点を持つ。「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」図書館法と「文化の発展に寄与することを目的とする」著作権法との関係を改めて問い合わせる必要があるようと思われる。図書館法3条は、例示的に図書館サービスを9種に区分し、列挙している。1号は、当該地域社会に居住する「一般公衆の希望に沿って」行われるものである。「図書館資料」と総称される、内容的には「郷土資料、地方行政資料」が含まれ、資料種別としては文献のほか「美術品、レコード及びフィルム」も対象とされ、形態としては「図書、記録、視聴覚（教育）資料」などのほか、購入された有体あるいは契約により導入された無体のデジタルコンテンツ（「電磁的記録」）が「一般公衆の利用」に供されるのである。3号は、図書館資料について十分な知識を持つ図書館職員が職務として資料利用の相談に応ずることを定める。6号は、公共図書館の業務として「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催」するだけでなく、「これらの開催を奨励」することがあげられている。また、7号は、民主主義社会を担う地域の一般公衆に対して、図書館が「時事に関する情報および参考資料を紹介し、またそれらを提供する職務を果たす」としている。

これらの図書館法3条1号、3号、6号および7号の公共図書館利用者にとって直接図書館から提供される目に見えるサービス、いわゆる「パブリックサービス」を効果的、効率的に提供、展開するためには、利用者の眼に見えない、もしくは直接的には意識されないバックヤードの業務が必須不可欠である。それらの間接的な「テクニカルサービス」もまた図書館法3条には

規定されている。2号は、図書館資料を一般には日本十進分類法にしたがつて分類排列し、情報資料の検索のために日本目録規則にのっとり所蔵資料目録を整備するとしている。5号には、公共図書館のサービス対象地域に居住する住民に広く平等に図書館サービスを展開するためには中央館の設置だけでは足りず、‘分館、閲覧所、配本所等’の設置が必要であるし、集落から離れたところには‘自動車文庫’(BM:ブックモビル)を定期的に運行したり、一定の資料をセットにした‘貸出文庫’の巡回が求められ、全域旅游サービスが可能となる。地域に居住する一般公衆の情報ニーズに応えるには、財政的にも、人的サービスの点でも特定の地域社会に設置される公共図書館単独では限界があり、4号は‘他の（公共）図書館、国立国会図書館、（地方自治法100条19項に定める）地方公共団体の議会に附置する図書室’さらには大学図書館や学校図書館法に規律される小中高校に付設される図書室と‘緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行う’という‘図書館協力’を要請している。また、それだけにとどまらず、地域の一般公衆の情報ニーズの充足に遺漏なきを期して、9号は学校や‘博物館、公民館’などの類縁機関のほか、専門的学術情報を蓄積する‘研究所等’とも‘緊密に連絡し、協力’することを求めている。

そのほか、2008(平成20)年の社会教育3法の改正のときに新たに加えられた図書館法3条8号には、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」と定められている。生涯学習の時代である21世紀において、図書館自体、さらには公民館や博物館などの類縁機関等の社会教育機関が実施する事務事業を通じて修得した地域住民の知識やスキルを公表・発揮させるために、公共図書館という場を積極的に提供するよう努めるべきことを言っている。

#### ・これまでの図書館法の解説書<sup>29)</sup>

図書館法の立法作業に貢献された当時文部省社会教育局長であった西崎恵氏の『図書館法』(羽田書店, 1950)<sup>30)</sup>は、戦後最初の図書館法の解説書である。しかし、森耕一編『図書館法を読む』(日本図書館協会, 1990)と同補訂版(同, 1996)や21世紀に入ってからの塙見昇・山口源治郎編『図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会, 2001)とその後継『新図書館法と現代の図書館』(同, 2009)は罪が深い。窮迫する公財政をも背景として、著作権法の肥大が図書館と図書館サービスの水準を低下させるとの認識を十分に持たず、皮相的な文言の解説に留まり、著作権制度と図書館とは利害を異にする離れたところの論理であると放置したまま、別個の体系として論じ、図書館法解釈の深化を十分には図ってこなかったように思われる。南亮一氏は、図書館法の精神にそった「法的基盤が整わないのは、社会一般の図書館に対する見方が依然として旧来型の、図書館は書籍や雑誌を来館者に対して閲覧や複写、貸出という形態で提供していればよい、というレベルに留まっていることに原因がある」<sup>31)</sup>と指摘する。ここで言われている「社会一般」には図書館資料の貸出に従事する物流業者にすぎなかつた図書館関係者も含まれている。

‘IT基本法’と略称される、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年12月6日法律第144号)は、わたしたちが指向している‘高度情報通信ネットワーク社会’とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう」(2条)としている。この基本法は

29) とりあげたもののほかに、椎名慎太郎・稗貢俊文『文化・学術法(現代行政法全集 25)』(ぎょうせい, 1986)の中で、稗貢俊文先生が「図書館法」の解説を行われている。

30) 1991年に日本図書館協会より、新装版が刊行されている。

31) 南亮一「図書館における著作権の現状と動向について」『ビブロス:Biblos』平成20年夏号(電子化41号) <http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/backnumber/2008/summer/03.html>

一方において、事業者に対して時代遅れの業態の変容を迫り、変革努力に見合う利潤の保障を目指す（4条）とともに、政府が国民の間に存在する情報ネットワーク利用の機会等の格差は正に努めるべきことをうたい（8条）、公共サービスの多様化と質の向上が図られなければならないとする（21条）。そのような‘高度情報通信ネットワーク社会’に生きる個々人は、多種多様な情報、有用で価値ある知識を世界的規模で入手し、共有し、新たな価値を附加した情報を発信できるとしている（2条）。公共図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」（図書館法2条）施設である。高度情報通信ネットワーク社会において、この公共図書館はが‘提供する公共的サービスは、時代に見合った多様化が図られなくてはならないし、質的向上が目指されなくてはならない。

わたし自身もみずからを断罪しなければならぬのであるが、図書館法の研究者は、現行法を手掛かりに‘高度情報通信ネットワーク社会’にふさわしい図書館サービスのメニューとそのるべきサービス水準を論じるべきであるにもかかわらず、その努力を十分に行ってきましたように思えない。

#### 4. 怪文書が送られてきた

2013年2月18日に勤務している大学の保全課が受領し、教員用のメールボックスに配られた封書を見ることになった。鳩の画像が描かれた80円切手に重ねられた消印には渋谷局管内で（平成）25（年）、（20）13年2月15日12時から18時収集されたと記されている。名宛は勤務先（の住所）とわたしの氏名、表にも裏にも（指紋は残されているであろうが）差出人の氏名は記されていない。中にはA4判の紙1枚。ワープロで書かれ、署名はない。上段4行左詰めで、「日本図書館情報学会 会長殿、副会長殿、総務委員長殿」とある。

本文は、「日本図書館情報学会の運営について、一人の会員として申し上げます」という言葉ではじめられており、以下14行は学会運営のまずさに

についての指弾であり、指摘される事実に対しては襟を正して傾聴すべき部分を多く含んでいる。これは図書館情報学の専門学科と固有の大学院をもち、相当数の関係教員を擁する大学から図書館情報学専攻の専任教員が2名配置されている大学に事務局を移転した（事務局に直接関与しているのは1名）ことから、また今後も図書館情報学専攻の専任教員が1名ないし2名という大学に事務局をお願いしなければならない事態がまま発生するであろうということで、当該学会事務局固有の事情を勘案しつつ、学会事務局業務の受託を主要な業務とする機関への業務委託をゼロから組み立てようとしたためである。これは最近のすべての大学教員に共通する事情であるが、授業、会議、雑用に追われ、当該年度の会費請求が年度末近くになるなど、不手際が少なくなかったことは、常任理事会の構成メンバーのひとりとして、誠に申し訳ないというほかはない。また、適切な業務支援要員が確保できなかっただことも事実であるが、時給1,000円程度で不定期勤務の生活費にはまったく届かないアルバイトで優秀な労働力を期待するのはなかなかに難しい。おそらくこの怪文書をよこした御仁は、事情を十二分によく御存じのはずの大学の専任教員であろうだけに、この難癖には許しがたいところがある。

間違って副会長を引き受けてしまったわたしに対しての物言いが次に書かれている。

副会長には、学会運営の問題の他、研究大会で研究倫理に悖る発表を行ったことについて釈明する義務があります。あの場にいた人々は学会の品位を損ねる誹謗中傷発言の数々を聞くことに耐えなければなりませんでした。通常なら、学会と所属大学の双方で倫理、ハラスメントの委員会にかけられてしかるべき事ではないでしょうか。もちろん、即刻副会長を辞任するのが妥当でしょう。

正直「よく言うよ」と思った。中にはわたしよりもはるかに著作権制度をよく御存じのひともいるが、わたしに喧嘩をふっかけてきた匿名の怪人を含

め、総じて図書館（情報）業界の人たちの著作権認識のレベルの低さを実証し、なんとか改善してほしいとの健気な気持ちで研究大会で発表したにすぎない。この人はわたしの発表の途中で少なくない人が不愉快になったとしているが、冒頭にもふれたように、わたしの発表のあと少なくない人が「よく言った」とにこやかに声をかけてくださったのもまた事実である。剽窃、不正引用、二重投稿など、研究倫理に反する内容はなにもない。学会はおろか、所属大学に迷惑をかけるところも微塵もない。難癖をつけた匿名の御仁の研究者としての能力と感覚、見識を疑う。会長に対しては、ほかの事情から「辞めたい」といったことはあるが、「任期いっぱい支えてほしい」と慰留され、長年相互に親近感をもち、お互いにヘンな形で裏切ることはないとの信頼感もあり、留まることにした。

この怪文書は、「これ以上、恥をさらす前に、何らかの手段をとってください。お願いします」という言葉で結ばれている。仕方なく、著作権制度に対する蒙昧の輩に対して、とった手段がこの紀要論文である。図書や雑誌記事・論文などの伝統的な図書館資料やデジタルコンテンツの多くは著作物であり、その著作物の取扱いをも教える図書館情報学を専攻する司書課程の教員が、学生と図書館利用者に仕えるために、まともな著作権制度に対する知識がなくてどうする。

わたしに対する難癖以外の学会運営に関する批判についても、2013（平成25）年度には事務局長の大いなるがんばりもあって正常軌道に戻ったことを言い添えて、怪人先生に対する回答としたい。

\* \* \* \* \*

わたしが、縁あって、桃山学院大学経営学部に転任してから5年目を迎える。赴任した頃は、場違いの経営学部配置と思われた学外の知り合いが多くいた。しかし、司書課程の専任教員としてだけでなく、経営情報コース（2013年度からは情報イノベーションコースと名称変更されている）の専門科目も担当させていただくようになり、また当初は予想もしなかった大学院経営学研究科教員の職務まで帯びるにいたり、どっぷり経営学部の水に浸か

り、いまはすっかりなじんでいる。同僚諸氏とともに、経営学部40周年を祝い、美酒に酔うことにしたい。ありがとうございます。ここしばらくお仲間として、おつきあいをお願いいたします。

※注においてURLの記されたウェブページは、2013年6月16日にアクセス確認されている。

(やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2013年6月19日受理)

Copyright Law and Copyright Business Have Neglected,  
and  
Slighted the Public Library and Library Law in Japan

YAMAMOTO Jun-ichi

This paper's content is generally based on the speech held at the 2012 annual conference of the Japan Society of Library and Information Science (JSLIS). Its intent is to let the colleagues studying and teaching library and information science be aware that they have to understand the real and correct relations among a variety of library operations and copyright system.

Two recent incidents happened closely around the author urged to write this paper. The one is related the dealing of some photos taken around 1900 in the United States, when a young scholar's writing a textbook. The other is concerned with video theater carried out at public libraries in this country. The author would like to point out misunderstandings widely spread among lots of Japanese librarians and library teachers.

At the very end of this paper, a nasty anonymous letter sent in February 2013 to the JSLIS and the author is showed.